

(声明) 石垣市教育委員会・与那国町教育委員会の育鵬社公民教科書採択に抗議し、採択撤回と再審議を求める

8月26日、石垣市教育委員会と与那国町教育委員会は、中学校社会科公民分野の教科書に育鵬社を採択した。私たちは、以下の趣旨により、このことに強く抗議し、教科用図書八重山採択地区協議会および同協議会に関する3市町の教育委員会において、十分な調査研究に基づき、また市民と教育現場の意見を尊重した徹底した再審議を行い、合議により採択を行うことを求める。また、沖縄県が同協議会に対し、教育の本旨に則った適切な指導・助言を行うよう、求める。

[趣旨]

教科用図書八重山採択地区協議会においては、突然の規約改正を適切でない手続で強行し、教育現場の声を制度的に排し、情報公開と説明責任を大幅後退させるという、二重三重に異常な審議過程がとられた。その上で、調査員の推薦からも外れている育鵬社版が、合議によらず多数決により選定された。したがって、そもそも、同協議会における選定手続には重大な疑義がある。

中学校の公民は、日本国憲法の基本原理や社会の仕組みについての学習を通じて、主権者にふさわしい知識と判断力を持った国民を育成する、極めて重要な科目である。しかるに、育鵬社の公民教科書は、日本国憲法の平和原則や基本的人権を軽視し、「押しつけ憲法」からの「改正」を志向しているとともに、米軍基地や原子力発電所など多数の人々の生命財産にかかわる重要な社会問題について、記述しないか、もしくは著しく偏向した記述をなしている。このような点を問題として、広範かつ多数の市民や学術団体、教育団体から育鵬社版の採択に反対する主張がなされている。それには、八重山地区の校長会、保護者であるPTAも加わっているのである。このように、特定の教科書に対して地元の教育の当事者も含めた多数から批判があるという事態は極めて異例のことである。ところが、専門家と教育現場と地域社会が広く一致して批判する教科書を同協議会が敢えて選定し、しかもその理由を説明することもできなかった。したがって、同協議会は、教育的理由にもとづかず、その裁量権をこえて恣意的な選定を行ったとの批判を免れない。

同協議会の上記選定結果は、手続・内容の両面において強い批判がなされていたから、それに続く教育委員会における採択の審議は、極めて慎重かつ徹底してなされるべきであった。ところが、石垣市教育委員会と与那国町教育委員会においては、育鵬社版公民教科書の選定理由を説明できない、委員が全ての教科書を見ていない、

などの重大な事実がありながら、同協議会で選定されたことを事実上唯一の根拠として、育鵬社版が採択された。教育基本法は、地方教育団体に「その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施」するよう規定している（第16条3項）が、そのための中核をなす機関である教育委員会としての責務を放棄した行為であると言うほかない。両教育委員会の採択は、本会が8月25日付で発した声明「育鵬社版の公民教科書は採択されるべきではない」に全く反するものであり、極めて遺憾である。

これに対して、竹富町教育委員会は、同協議会の選定過程を明らかにし、地域社会の声も踏まえて、調査員の推薦があったものの一つである東京書籍版を採択した。高い見識ある決定というべきである。

八重山採択地区協議会は、その規約で、協議会と3市町教委で合意が得られなかった場合、県の指導・助言の下に再度、協議できることが明記されている。したがって、竹富町教育委員会の採択結果は、内容形式において地方自治と教育の独立の原則をよく実践したものであるとともに、他の2市町の教育委員会とことなる結論を出したこと自体は同協議会の規約にも想定されていることであるから、同協議会との関係においてもなんらその裁量権を逸脱した行為ではない。

したがって、すみやかに同協議会は再度協議の場を設け、八重山地区の公教育が地域の信頼をそこねて混乱を来すことがないように、沖縄県民に流れる「命どう宝」の思いを教育の場に反映させる教育施策を実施する責務を銘記して、育鵬社版選定・採択が専門家・教育現場・地域社会から広範な批判を受けている事実を重く受けとめ、形式・内容ともに批判に堪えうる審議を一から行って、合議により適切な結論を得ることが求められる。

以上

2011年8月29日

日本科学者会議沖縄支部